

# 日本共産党深谷市議団 議会報告

No.18  
2015年10月  
日本共産党  
深谷市議団  
〒366-0801  
埼玉県深谷市  
上野台 507-112  
電話  
048-572-6201

## 九月議会について

平成二十七年深谷市議会第三回定例会が九月一日から二十八日の日程で開催され、平成二十六年年度一般会計決算など市長提出議案二十四件、議員提出議案二件、請願一件などが審議されました。主な内容についてお知らせします。

### 一般会計決算について (反対討論)

平成二十六年年度に深谷市が発行した市債(借金の引受先は、民間金融機関では、件数、金額ともに埼玉りそな銀行が全体の八割を占めています。市の説明では「入札の結果」ということですが、市内すべての金融機関が地域社会に大きな貢献をしており、市にとっても同様です。そういう中で、一企業が全体の八割を占めている状況は異常と言わざるを得ません。図書館は、窓口業務が民間に委託され、司書有資格者も非正規です。そういう中で、この五年間で本の貸し出しが約十七万点減少しています。専門職員が長期的視野で安定して仕事ができなければ知識や経験も蓄積できず、図書館業務に大きなマイナスで「次代を担う人と文化を育む」という、図書館の使命を果たすことはできません。アウトレットについては、当初予算で一億二千九百万円計上し、誘致に向け大きな一歩を踏み出した年です。そういう中で、二月の大雪は市の農業に壊滅的な打撃を与え、又、中心市街地や地域の小売店は停滞し、中小零細企業の経営も一段と厳しさを増しています。雇用の創出や自主財源の確保のためには、地域経



済の持続的発展の力を握っている商店や中小零細企業、農家こそ応援すべきです。

### 深谷コミュニティセンターの廃止 (反対討論)

市の説明では「コミセンを廃止しても、利用者については他の施設で十分受け入れ可能」と言っていますが、少なくとも利用者から「廃止されては困る」という声が上がっています。又、高齢者にとっても、他の施設では距離も遠くなり困ってしまうことです。コミセンは、地域における学校や図書館などと同じで地域社会の中心施設です。そのような施設を廃止するなどもってのほかです。

### 保健センターの集約化について (反対討論)

市は説明で「事業がなくなるので岡部、川本、花園の保健センターを廃止して、深谷市保健センターに集約する」と言っていますが、この間、やるべき事業をやらないうで業務を縮小してきたのが、ほかならぬ市の保健行政です。又、集約に当たって「市民の健康増進に資するため」と述べていますが、そうであるならば、地域の保健センターを存続し、保健師をはじめとする必要な人員を配置して、それぞれの保健センターを拠点とした保険事業を行ってこそ、市民の健康増進に資することができま

### 議員全員協議会での市からの報告

- 一、市誕生十周年記念事業について
- 二、市立八基保育園に関する今後の方針について
- 三、保育園の利用者負担額の改正について
- 四、市産業振興計画の策定について
- 五、国民健康保険税の改正について
- 六、市人口ビジョンの策定について
- 七、新庁舎建設基本計画策定に係る中間報告について

### 一般質問

#### 清水おさむ議員



#### 川本南地区に消防分署を

現在、消防分署は川本北地区にあり、南地区は荒川にかかる橋を越えなければならず、地震など万が一の災害時の対応に地区住民は不安を抱えています。又、地域の発展・地域間の均衡のとれた公共施設の設置という観点から南地区への分署の建設を求めたのに対し、「川本分署は四十五年が経過し老朽化が進んでいる。用地の確保や設置場所などを総合的に考慮し、「公共施設適正配置基本方針」に基づき、南地区も含めて検討している」という答弁でした。

#### 住宅扶助引き下げに対する市の対応について

生活保護の住宅扶助(家賃)の上限が引き下げられた問題で、自治体の対応の違いが明らかになっています。機械的な「転居指導」などを行う自治体がある一方、厚生労働省が示した

経過措置の「通知」を生かし、利用者の意思や生活状況に合わせた対応をしている自治体もあります。厚生省は「通知」で、七月以降も従来の家賃のまま暮らせる要件として、1、通院・通所あるいは通勤・通学について、転居によってそれらに支障をきたすおそれがある場合。2、高齢者、身体障害者などで日常生活において扶養義務者からの援助や地域の支援を受けている場合など、転居によって自立を阻害する恐れがある場合などをあげています。厚生労働省の経過措置の「通知」の活用について市の対応をただしたのに対し、「経過措置の適用要件に該当するか否かの検討を個別に行い、該当すると判断したものは、転居指導の対象から除外している」という答弁でした。

尚、「しんぶん赤旗」によりますと、大阪府のある自治体では、2について厚生省から「対象は高齢者、障害者に限らず柔軟に対応してよい」と説明を受け、担当者は「どんな世帯でも住み慣れたところを離れ、環境を変えることは自立が阻害される可能性があると考えています。転居を一律に求めることはしないと決めた」と話しています。「通知」の内容を利用者に知らせず、転居や家主との値下げ交渉などを迫る自治体がある一方、きちんと内容を知らせている自治体もあるとのこと。

